

## 特別用途表示の許可等に関する委員会運営規程

平成 29 年 5 月 31 日  
消費者庁次長決定  
最終改正 令和 6 年 3 月 11 日

※ 下線部は主な変更箇所

### (組織)

- 第 1 条 特別用途表示の許可等に関する委員会（以下「本委員会」という。）は、常時、委員 4 人以上で開催する。
- 2 本委員会に、審議内容に合わせた特別の事項を審議する臨時委員を置くことができる。

### (委員等の選任)

- 第 2 条 委員は、学識経験のある者のうちから、消費者庁次長が選任する。
- 2 臨時委員は、当該専門の事項に関し、学識経験のある者のうちから、委員長が選任する。

### (委員の任期等)

- 第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したとき又は選任から 2 年を経過したときは解任されるものとする。
- 3 委員及び臨時委員は、再任されることができる。
- 4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。
- 5 委員長に事故があるときは、本委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (委員長)

- 第 4 条 本委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、本委員会の事務を掌理する。

### (目的)

- 第 5 条 本委員会は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 43 条の規定に基づく特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）の許可又は同法第 63 条第 1 項の規定に基づく承認を受け、特別用途表示をする食品の許可又は承認（以下「許可等」という。）に関し、次に掲げる事項の調査審

議を行うことを目的とする。

- 一 申請に係る特別用途表示の許可等の適否等
- 二 特別用途表示の許可等を受けた食品（以下「特別用途食品」という。）について、当該許可等を受けた日以降における科学的知見の充実を踏まえてなお、当該許可等に係る特別用途表示が適切であるかどうかについての判定

(活動)

第6条 本委員会は、前条に定められた目的を達成するために、次の事項について、妥当であるか審議する。

- 一 特別用途食品の既存の規格の見直し及び新規区分の追加
- 二 特別用途食品のうち個別評価型病者用食品（「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年9月9日付け消食表第296号）別添1の第1の2に規定する個別評価型病者用食品をいう。）及び特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する食品をいう。）に係る申請内容

2 委員長は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本委員会に対し前条の目的を達成するための活動を行わせることができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じて、本委員会の同意を得て本委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき者は、委員長が委員及び臨時委員のうちから指名する。
- 3 部会には部会長を置き、当該部会に属する者（以下「部会員」という。）から委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 本委員会において別段の定めをした場合のほかは、部会の議決をもって本委員会の議決とする。

(議事)

第8条 本委員会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席（委員長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含める。以下同じ。）しなければ、会議を開くことができない。

2 本委員会の議事は、本委員会に出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (委員会の招集)

第9条 本委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、本委員会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び付議事項を委員及び議事に関係のある臨時委員に連絡しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

#### (委員及び臨時委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要であると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を本委員会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

- 2 委員以外の者は委員長の承認を得て、本委員会に出席し、意見を述べることができます。

#### (委員が出席できない場合)

第11条 委員は、本委員会に出席することができない場合であっても、委員長の承認を受けた時は、本委員会において文書によりその意見を表明し、議決に参加することができる。臨時委員もこれに準ずるものとする。

- 2 委員は、本委員会に出席することができない場合であっても、あらかじめ委員長の承認を得て定めた代理人を本委員会に出席させ、その意見を表明し、議決に参加することができる。臨時委員もこれに準ずるものとする。
- 3 前2項の規定により本委員会においてその意見を表明し、議決に参加する場合には、当該委員の出席があったものとみなす。臨時委員もこれに準ずるものとする。

#### (緊急議案)

第12条 本委員会に出席した委員及び臨時委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

#### (審議の公開)

第13条 本委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

- 2 本委員会の審議については、審議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると委員長が認める場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。また、当該場合においても、非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。

3 前項の規定により委員長が審議を非公開とすることを必要と認めた場合は、

本委員会はその理由を公表する。

4 本委員会の議事録については、公開する。ただし、第2項の規定により委員長が審議を非公開とすることを必要と認めた場合は、一部を非公開とすることができます。

(準用)

第14条 第4条第2項及び第8条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「本委員会」とあるのは「部会」と、第8条第1項及び第9条第2項中「委員及び議事に關係のある臨時委員」とあるのは「部会員」と、第9条の見出し中「委員会」とあるのは「部会」と、第8条第2項、第10条の見出し及び同条第1項並びに第12条中「委員及び臨時委員」とあるのは「部会員」と、第10条第2項及び第11条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第15条 本委員会及び部会の庶務は、消費者庁食品表示企画課において処理する。

附 則

この規程は、令和2年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月11日から施行する。